

## パートナーシップ宣言者の県営住宅への入居の対応について

### 1 要旨・目的

市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への県の対応方針を踏まえ、制度を導入した市町の行政区域内に立地する県営住宅へのパートナーシップ宣誓者の入居の取り扱いについて、広島県県営住宅管理等審議会（以下「審議会」という。）を開催し、調査審議する。

### 2 現状・背景

#### (1) パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係である旨の宣誓書を自治体に提出し、自治体が受領証等を交付するものである。

#### (2) 市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」への県の対応方針について

令和3年6月24日付けで環境県民局が対応方針を整理し、パートナーシップ宣誓制度を導入した市町の状況に応じた支援を行うこととした。

このため、当該市町で利用可能となる行政サービス等について、市町域内で利用者の不利益が生じないように、類似する県の行政サービス等への適用について検討することとなり、県営住宅への入居も対象となった。

#### (3) 県営住宅への入居について

パートナーシップ宣誓者の入居に向けて検討を行っており、入居資格等については県営住宅の管理に関する重要事項であるため、審議会に諮ることとしている。

### 3 審議会の概要

#### (1) 実施主体

広島県土木建築局住宅課

#### (2) 実施日時

令和3年8月10日（火） 13時30分から（会議は公開するため傍聴可）

#### (3) 場 所

県庁北館2階 第2会議室

#### (4) 実施内容

以下の議事について、審議会において調査審議する。

議事事項	概 要
パートナーシップ宣誓者の県営住宅への入居の取扱い	県営住宅の管理に関する重要事項となる県営住宅への入居の取扱いに関する調査審議、答申内容の決定

#### (5) 委 員

県及び市町関係の職員、学識経験者、公益を代表する者（委員名簿は裏面参照）

### 4 今後の対応

審議会での調査・審議の結果を踏まえ、今年度下半期の入居申請に向け事務手続きを進める。

## 広島県県営住宅管理等審議会委員名簿

〔令和3年7月19日現在〕

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	やすい ひろのり 安井 裕典	広島県議会議員
〃	ほった ちかおみ 堀田 親臣	広島大学大学院社会科学研究科教授
〃	はやし やすふみ 林 康文	(公社) 広島県建築士会副会長
〃	いぎ こうじ 伊木 剛二	広島県商工会議所連合会事務局長
〃	にしだ ゆうそう 西田 祐三	海田町長
〃	おかむら ふみかず 岡村 文和	日本放送協会広島拠点放送局副局長
公益代表	たぶさ あけみ 田房 明美	広島県地域女性団体連絡協議会評議員
〃	かたおか みちこ 片岡 路子	広島県生活協同組合連合会理事
〃	たわら なおこ 俵 尚子	広島県民生委員児童委員協議会副会長
〃	おの ようこ 小野 容子	(社福) 広島県社会福祉協議会総務企画課長
県	うえだ たかひろ 上田 隆博	広島県都市建築技術審議官